

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
日曜、
休日は、
が翌日
に当た
る）

目 次

◆選管告示

鳥取県議会議員一般選挙の実施

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員一般選挙において候補者一人につき選挙運動に関して

支出できる金額

鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員一般選挙にお

ける投票及び開票の順序

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一

の数等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙鳥取市選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙米子市選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙倉吉市選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙境港市選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙岩美郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙八頭郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙気高郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙東伯郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙西伯郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

◆鳥取県議会議員一般

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった

◆選挙日野郡選挙区選

選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行

◆選挙告示

う場所等

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成六年法律第百三十三号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成七年四月九日に行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。
 なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	九 人
米子市	九 人
倉吉市	三 人
境港市	二 人
岩美郡	二 人
八頭郡	四 人
気高郡	二 人
東伯郡	四 人
西伯郡	三 人
日野郡	二 人

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

選挙区	選 挙 所		選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市横枕三五四	田中富夫	岩美郡福部村細川三二一	山根徳之		
米子市	米子市富士見町二丁目一六一	多羅尾順藏	米子市岡成九二一三	高橋和夫		
倉吉市	倉吉市山根二四三	村尾 勲	倉吉市志津六〇九一一	谷本 勉		
境港市	境港市花町一三〇一三	太田展夫	境港市元町八一二	安倍洋一		
岩美郡	鳥取市栗谷町六一一三	伊藤貞博	鳥取市浜坂東一丁目三一一二	小倉 充		
八頭郡	倉吉市大原二五四	倉繁博信	鳥取市立川町五丁目二七一七	前根敬嗣		
気高郡	鳥取市松並町二丁目一四〇一三	橋中 博	鳥取市吉方温泉三丁目一五九九	植田雅男		
東伯郡	鳥取市吉方町二丁目一〇一一二〇	衣川和人	倉吉市鋤一六〇一一	馬壁聰之介		
西伯郡	米子市旗ヶ崎九丁目一七一一五	永見宝夫	米子市東福原一四〇八	高田宗嗣		
日野郡	米子市東福原二丁目三一五	野口欣悦	米子市河崎一七四四一二八	大西 汎		

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 平成七年三月三十一日

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市掛出町二二	鳥取市民会館
米子市	米子市東町一六〇一	米子市総合研修センター
倉吉市	倉吉市葵町七二二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市民会館
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
八頭郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
気高郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
東伯郡	倉吉市東嶽城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市柁町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	米子市柁町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所

二 平成七年四月一日以降

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市上魚町三九	鳥取市役所第二庁舎
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所
岩美郡	鳥取市西町一丁目四〇一	鳥取県庁西町分庁舎
八頭郡	鳥取市西町一丁目四〇一	鳥取県庁西町分庁舎
気高郡	鳥取市西町一丁目四〇一	鳥取県庁西町分庁舎
東伯郡	倉吉市東嶽城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市柁町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	米子市柁町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成七年執行

鳥取県議会議員一般選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

候補者氏名

Blank box for candidate names.

注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市尚徳町一一六	鳥取市役所	平成七年四月十二日	午後一時
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所	平成七年四月十二日	午後一時
倉吉市	倉吉市葵町七三二	倉吉市役所	平成七年四月十二日	午後一時
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市市民会館	平成七年四月十二日	午後一時
岩美郡	鳥取市東町一丁目二七一	鳥取県庁第二庁舎	平成七年四月十二日	午後一時
八頭郡	鳥取市東町一丁目二七一	鳥取県庁第二庁舎	平成七年四月十二日	午後一時三十分
気高郡	鳥取市東町一丁目二七一	鳥取県庁第二庁舎	平成七年四月十二日	午後二時
東伯郡	倉吉市東巖城町二	鳥取県中部総合事務所	平成七年四月十二日	午後一時
西伯郡	米子市糺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所	平成七年四月十二日	午後一時
日野郡	米子市糺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所	平成七年四月十二日	午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第九十六条の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	四、八九二、九〇〇 円
米子市	四、八四四、八〇〇 円
倉吉市	四、九八二、七〇〇 円
境港市	五、一〇二、〇〇〇 円
岩美郡	四、七五三、二〇〇 円
八頭郡	四、七六八、八〇〇 円
気高郡	四、六五三、八〇〇 円
東伯郡	五、〇〇八、一〇〇 円
西伯郡	五、〇三七、六〇〇 円
日野郡	四、六七四、五〇〇 円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に執行する鳥取県議会議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法

律第百号) 第二百二十二条の規定により、次のとおり定める。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 投票の順序

1 鳥取県知事選挙の投票

2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

二 開票の順序

1 鳥取県知事選挙の開票

2 鳥取県議会議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

平成七年三月三十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項(同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、四四〇

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五七、三二〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、八八七

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三四、一四六
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、〇四四
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、六五五
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八五三
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九五六
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇五四
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、八〇〇
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七〇六
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、二二一

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 田 中 富 夫

一 場所 鳥取市上魚町三九 鳥取市役所第二庁舎

二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 多 羅 尾 順 藏

- 一 場所 米子市加茂町一丁目 米子市役所
- 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 村 尾 勲

- 一 場所 倉吉市葵町七二二 倉吉市役所
- 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 太 田 展 夫

- 一 場所 境港市上道町三〇〇〇 境港市民会館
- 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 伊 藤 貞 博

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 倉 繁 博 信

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長 橋 中 博

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 衣 川 和 人

一 場所 倉吉市東殿城町二 鳥取県中部総合事務所
 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 永 見 宝 夫

一 場所 米子市柁町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月三十一日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 野 口 欣 悦

一 場所 米子市柁町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
 二 日時 平成七年四月六日 午後五時十分